

自動車・二輪車などの 手続きを忘れずに！ 3月31日までに運輸支局へ登録を

自動車税種別割は、毎年4月1日（午前0時）現在で登録名義人である所有者（割賦販売による購入の場合は使用者）が5月末までに納めることになっています。

※元年10月1日から自動車税の名称が「自動車税種別割」に変わりました。

【自動車税種別割トラブル防止3カ条】

その1：抹消等の手続きは、3月31日までにいきましょう。

自動車を譲渡や廃車、下取りに出した場合には、必ず運輸支局で3月31日までに登録しましょう。3月31日までに登録手続きが終了しないと実際に使用をやめていても、自動車税が課税されます。

その2：転居したら、車検証の住所変更を運輸支局で登録しましょう。

住民票を異動しても、車検証の住所は変わりません。運輸支局で登録しましょう。やむを得ず手続きができない場合には、普通自動車は県中地方振興局県税課、軽自動車は市役所税務課にご連絡ください。

その3：納税証明書は、車検証と一緒に大切に保管しましょう。

自動車の継続検査（車検）を受けるときには、納税証明書が必要です。自動車税種別割を納めた時に交付される領収証書と納税証明書は保管しましょう。また、リサイクル券も次回車検時や廃車時に必要ですので、廃車時まで車検証と共に大切に保管してください。

※登録手続きを依頼した場合は、登録が済んでいることを依頼先に必ず確認しましょう。

問【普通自動車の登録に関すること】

東北運輸局福島運輸支局 住所：福島市吉倉字吉田 54 ☎050-5540-2015

いわき自動車検査登録事務所 住所：いわき市内郷綴町舟場 1-135 ☎050-5540-2016

【普通自動車税に関すること】

福島県県中地方振興局県税課第二課 住所：郡山市麓山1丁目1番1号 ☎024-935-1261

【原動機付自転車（125cc以下のもの）・小型特殊自動車（農業用トラクター等）の登録に関すること】

市役所 市民部 税務課 ☎81-2119

【軽自動車・軽二輪車（125cc以上250cc以下のもの）の登録に関すること】

福島県軽自動車協会 ☎050-3816-1837

【二輪の小型自動車（250ccを超えるもの）の登録に関すること】

東北運輸局福島運輸支局 ☎050-5540-2015

【軽自動車税に関すること】

市役所 市民部 税務課 ☎81-2119

車を譲った、下取りに出した、解体した、長年使っていない車が敷地内にある、車検が切れて乗っていない、引っ越しをしたなど、お心当たりはありませんか？



入学や就職、転勤などで引っ越しが多い季節を迎えます。引っ越しするときは住民異動や健康保険の手続きを忘れずに済ませましょう。

住民異動の手続き

| 届出の種類 | どんなとき？ | いつ？ |
|-------|------------------|----------------------------|
| 転入届 | 他の市町村から引っ越してきたとき | 転入した日から14日以内 (転出証明書が必要) |
| 転出届 | 他の市町村へ引っ越すとき | 転出する14日前から 転出後14日以内 |
| 転居届 | 市内で住居が変わったとき | 転居した日から14日以内 |

●届出人

本人または同世帯の方
※同世帯以外の方が届け出る場合は委任状が必要。

●届出に必要なもの

- 届出人の本人確認書類
(マイナンバーカード、運転免許証など)
- 田村市で発行した国民健康保険（国保）保険証や各種の受給者証、印鑑登録証など
- マイナンバーカード（写真付）

●受付時間

月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分
※土・日曜日と祝日は取り扱いできません。

コンビニで証明書を取得できます

マイナンバーカードを利用して、コンビニエンスストアで住民票や印鑑証明を取得できます。

休日や夜間でも、勤め先が市外の場合でも、最寄りのコンビニエンスストアで取得できるサービスで、窓口よりもお得に証明書が取得できます。

●利用できる時間

午前6時30分～午後11時
(システムメンテナンス日を除く)

●取得できる証明書・手数料

| 証明書 | 手数料 | |
|-------------------|------|------|
| | 窓口 | コンビニ |
| 住民票の写し(現在のもの) | 300円 | 150円 |
| 印鑑登録証明書(印鑑登録者のみ) | 300円 | 150円 |
| 戸籍の附票(現在のもの) | 300円 | 150円 |
| 所得・課税証明書(最新年度のもの) | 300円 | 150円 |
| 戸籍謄・抄本(現在のもの) | 450円 | 200円 |

●マイナンバーカードの申請

申請は本庁・各行政局で随時受け付けています。
(顔写真の撮影もできます)

健康保険の切り替えの手続き

職場の健康保険に加入したときや、退職して職場の健康保険を脱退したときは、市役所の窓口で国保の切り替え手続きをしましょう。

手続きをしないで誤った健康保険証を使用すると、正しい負担割合で医療機関を受けられなかったり、後で治療費を返還しなければならなくなったりします。健康保険が変わったら、14日以内に届け出ましょう。

●届出に必要なもの

- 届出人の本人確認書類（運転免許証など）
- マイナンバーカードまたは通知カード
- 印鑑
- 場合に応じて次の書類

【国保に入る場合】

| こんなとき | 届出に必要なもの |
|------------------|------------|
| 職場の健康保険の資格がなくなった | 社会保険等喪失証明書 |
| 他の市町村から転入した | 転出証明書 |
| 生活保護を受けなくなった | 保護廃止通知書 |
| 出生した | 母子健康手帳 |

【国保をやめる場合】

| こんなとき | 届出に必要なもの |
|--------------------|-------------------------|
| 職場の健康保険に加入した（扶養含む） | ・職場の健康保険証 ・国保保険証 |
| 他の市町村へ転出する | 国保保険証 |
| 生活保護を受け始めた | ・保護開始通知書 ・国保保険証 |
| 死亡した | ・葬祭執行が確認できる書類 ・国保保険証 |

【その他】

| こんなとき | 届出に必要なもの |
|-------------------------|------------------------|
| 国保保険証の記載内容が変わった | 国保保険証 |
| 市外に住んでいる学生の国保保険証が必要になった | 在学証明書か、学生証の写し |
| 保険証を紛失した | 身分を証明するもの (運転免許証など) |